

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例 (昭和60年7月12日条例第34号)

最終改正:令和2年3月27日条例第22号

改正内容:令和2年3月27日条例第22号

○新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月12日条例第34号

改正

平成4年3月27日条例第23号
 平成7年3月29日条例第31号
 平成9年3月29日条例第2号
 平成10年3月26日条例第19号
 平成12年3月28日条例第41号
 平成12年10月2日条例第71号
 平成16年12月24日条例第119号
 平成17年9月30日条例第102号
 平成24年3月16日条例第35号
 平成24年10月2日条例第62号
 令和2年3月27日条例第22号

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

(5) 営業所ごとに業務提携する又は業務提携しようとする浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業者の氏名又は名称（申請者が自らこれらの事業を営んでいる場合は、その旨）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第7号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 営業所ごとに浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業者と業務提携がなされていること又はなされることが確実であることを証する書類（申請者が自らこれらの事業を営んでいる場合は、その旨を証する書類）

(4) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施、登録簿の謄本の交付等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する

る浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はその条例若しくはその条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号の一に該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち前各号の一に該当する者があるもの
- (8) 第9条第1項及び第2項に規定する要件の一を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合その役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くものとする。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに溶存酸素計その他の規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、第2条第1項又は第3項の登録の有効期間ごとに、規則で定める研修を受けさせなければならない。ただし、当該登録の有効期間内に浄化槽管理士免状の交付を受けた浄化槽管理士は、この限りでない。

(業務の実施等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者に文書により通知するとともに、当該浄化槽管理者が浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者が法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査を受けるよう努めなければならない。

4 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯していなければならない。

(標識の掲示)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 - (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いつき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行なわなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、直ちにその旨を当事者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を第3条第1項の申請書を提出する際に納付しなければならない。

- (1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 35,000円
- (2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 33,000円

(罰則)

第16条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第17条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- (3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- (4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(その他)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に市内で浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月を経過する日(その者がその日以前に第3条第1項の規定による申請書を提出した場合にあつては、第2条第1項の登録がある日)までの間は、同項の登録を受けずに、引き続き当該浄化槽保守点検業を営むことができる。
- (黒埼町の編入に伴う特例)
- 3 黒埼町の編入の前日に、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年新潟県条例第34号)の規定により新潟県知事登録を受け、旧黒埼町区域を営業区域としていた者は、その登録の有効期間の満了の日までは、第2条の規定による登録を受けている者とみなす。
- (合併に伴う特例)
- 4 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村(以下これらの市町村を「編入市町村」という。)の編入の前日に、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(昭和60年新潟県条例第34号)の規定により新潟県知事の登録を受け、編入市町村の区域を営業区域としていた者は、その登録の有効期間の満了の日までは、第2条の規定による登録を受けている者とみなす。

(巻町の編入に伴う特例)

- 5 巻町の編入の日前に、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により新潟県知事の登録を受け、編入前の巻町の区域を営業区域としていた者は、その登録の有効期間の満了の日までは、第2条の規定による登録を受けている者とみなす。

附 則 (平成4年条例第23号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第31号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第19号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に登録の有効期間が始まる登録から適用する。

附 則 (平成12年条例第71号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第119号)

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成17年条例第102号)

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

附 則 (平成24年条例第35号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則 (平成24年条例第62号)

- この条例は、新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成25年4月1日)

附 則 (令和2年3月27日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市長の登録を受けて市内で浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第9条第4項の規定は、適用しない。